

## 第1章 議会

埼玉西部環境保全組合議会定例会条例

制定 昭和47年 2月 7日 条例第2号



## 埼玉西部環境保全組合議会定例会条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による埼玉西部環境保全組合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年12月1日から適用する。